

資料6-1 悪臭防止法の敷地境界の地表における規制基準

指定地域の区分 特定悪臭物質	A区域(ppm)	B区域(ppm)
ア      ン      モ      ニ      ア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫      化      水      素	0.02	0.06
硫      化      メ      チ      ル	0.01	0.05
二      硫      化      メ      チ      ル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イ      ソ      ブ      タ      ノ      ー      ル	0.9	4
酢      酸      エ      チ      ル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
ト      ル      エ      ン	10	30
ス      チ      レ      ン	0.4	0.8
キ      シ      レ      ン	1	2
プ      ロ      ピ      オ      ン      酸	0.03	0.07
ノ      ル      マ      ル      酪      酸	0.001	0.002
ノ      ル      マ      ル      吉      草      酸	0.0009	0.002
イ      ソ      吉      草      酸	0.001	0.004

資料6-2 悪臭防止法の気体排出口における規制基準

1 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

q : 悪臭物質の流量（0℃、1気圧のm<sup>3</sup>/時）  
 H<sub>e</sub> : 補正された気体排出口の高さ（m）  
 C<sub>m</sub> : 敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ（H<sub>e</sub>）が5メートル未満となる場合については、この式は適用しない。

2 気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$H_e = H_o + 0.65 \cdot (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \cdot \sqrt{Q} \cdot \sqrt{V} / (1 + 2.58/V)$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 228) \cdot (2.30 \times \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = (1460 - 296 \cdot V / (T - 228)) / (\sqrt{Q} \cdot \sqrt{V}) + 1$$

H<sub>e</sub> : 補正された気体排出口の高さ（m）  
 H<sub>o</sub> : 気体排出口の実高さ（m）  
 Q : 温度15度における排出ガスの流量（m<sup>3</sup>/秒）  
 V : 排出ガスの排出速度（m/秒）  
 T : 排出ガスの温度（絶対温度）

資料6-3 悪臭防止法の排水に含まれる敷地境界外における規制基準

特定悪臭物質	指定地域の区分	
	排水の量	A区域(mg/ℓ) B区域(mg/ℓ)
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.03 0.06
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.007 0.01
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.002 0.003
硫化水素	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.1 0.3
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.02 0.07
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.005 0.02
硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.3 2
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.07 0.3
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.01 0.07
二硫化メチル	0.001m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.6 2
	0.001m <sup>3</sup> /秒を超え、0.1m <sup>3</sup> /秒以下の場合	0.1 0.4
	0.1m <sup>3</sup> /秒を超える場合	0.03 0.09

資料6-4 特定悪臭物質の臭いの性質及び主要発生源事業場

特定悪臭物質	臭いの性質	主 要 発 生 源 事 業 場
ア ン モ ニ ア	し尿のような臭い	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫 化 水 素	腐った卵のような臭い	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫 化 メ チ ル 二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場、酪酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロプレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルパレルアルデヒド		
イソパレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、
酢 酸 エ チ ル メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのような臭い	繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
ト ル エ ン	ガソリンのような臭い	
ス チ レ ン	都市ガスのような臭い	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キ シ レ ン	ガソリンのような臭い	(トルエンに同じ)
プ ロ ピ オ ン 酸	刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造業等
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造業、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	
イ ソ 吉 草 酸		